

本件事故当時、埼玉県に居住し、転居予定の家屋を、いわき市に所有していた申立人らが、精神的損害、放射線の検査費用の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び申立人X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記（1）の損害項目（下記（2）の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

##### （1）損害項目

- ① 精神的損害（ただし、申立人らがいわき市に所有する家屋を利用することを控えざるを得ないことによる精神的損害に限る。）
- ② 検査費用

##### （2）期間

平成23年3月11日から本和解成立日まで

### 2 和解内容

- （1）被申立人は、申立人らに対し、前項（1）の損害項目①（ただし前項（2）の期間に限る。）についての和解金として、金12万8000円の支払義務のあることを認める。
- （2）前項（1）の損害項目②の損害項目について、申立人らは、その請求を取り下げ、今後当該費用を被申立人に請求しない。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、当事者双方が各1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年3月16日

（仲介委員長 遠藤 昭、仲介委員 矢吹公敏、同 姫野博昭）